

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 令和5年度

社会福祉法人あけぼの会
矢向あけぼの保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	矢向あけぼの保育園
種別:	認可保育所
事業所代表者氏名:	飯田 雅美
定員(利用人数):	60名(利用人数:52名)
所在地:	〒230-0001 横浜市鶴見区矢向1-5-26
TEL/FAX:	TEL045-581-7828 / FAX045-633-1800
ホームページ:	http://www.akebono-hoikuen.org
開設年月日:	2014年4月1日
経営法人・設置主体:	社会福祉法人あけぼの会

職員数	常勤/非常勤	常勤:18名	非常勤:13名
	専門職員(名称)	保育士:20名 保育補助:3名 看護師:1名	
		栄養士:1名 調理師:2名 調理補助:3名	
		事務員:1名	

施設状況

保育室:5	トイレ:2箇所
調理室:1	事務室:1
園庭:あり	

③理念・基本方針

【保育理念】

子どもの権利条約・児童憲章の精神に基づき、未来を担う子どもたちが心身ともに健康に育つことを願い努力します。そのために、子どもとかかわるすべての人々が安心して生きていける社会の実現をめざします。

【運営方針】

長年、共同保育で培ってきた「子どもをまん中に大人同士がつながり努力しあう」という子育ての理念に基づき、子どもたちが豊かに育ち、一人ひとりが尊重され、生きる力が育つ事をめざし保育にあたります。また、保護者が安心して子育てができるように、みんなで心を合わせ、ともに考え、ともに喜びあえる保育園をめざします。

【保育目標】

*ぼくもわたしも一人ひとりが主人公！意欲をもってどんなことにも挑戦しよう。
*思いっきりからだを使って遊ぶことが大好き！自然にふれながら五感をたっぷり育てよう。
*お友だちがいっぱい、仲間といることが大好き、思いやりの心を育て失敗も成功もみんなの力にしよう。

④施設・事業所の特徴的な取組

園は最寄りの駅から徒歩10分程度と東京にも近い環境です。近隣には大小さまざまな公園や小学校、中学校、コミュニティセンターも近くにありま。また園近くに流れる川沿いには遊歩道があり、散歩コースに利用したりしています。隣には、汐田総合病院があり、園医はその病院の小児科の医師で、子どもたちの病気などの情報の共有がしやすく、保護者も保育園の帰りなどに利用しやすい環境になっています。そういった環境のなか下記の取り組みを行っています。

屋外活動の充実・・・園庭もありますが天気の良い日は近隣の公園へお散歩へ出かけます。目的やその日の状況に応じて散歩先を決めています。0歳児クラスは、ベランダがあるので子どもたちの体調や生活リズムにあわせながら、少し気分転換できるように活用しています。園庭では、思いっきり泥あそびができるように砂場に限らず、どこでも掘っていいことにしています。泥団子や築山もつくっていいように、黒土と川砂をブレンドしたものを使っています。夏は、組み立て式のプールを設置し水遊びを楽しむことができます。サンマやお芋・節分の豆まき時のイワシなどは、園庭で火おこしをして子どもたちと焼き食べます。その時は、年長さんが火おこしの体験をしています。年長さんはお泊り保育などで、自然豊かな場所に関わる機会をもち、実体験を大事にした保育を実践しています。

食育活動への取組み・・・3階のベランダにプランターで季節の野菜を栽培しています。種まき、水やり、観察、収穫、を体験しています。土づくりでは、EM活性液を使った土の再利用をして、SDGsの取り組みを行っています。収穫物を使用したクッキング活動や給食提供で食への興味・関心を育てる取組を行っています。2歳児クラスから、クラスでお米をたいています。散歩や戸外活動からお部屋に戻った時に、焚けたご飯の匂いを感じるなど五感を刺激していく事も大事にしています。年長児が朝お米とぎをする活動やおやつに漬物が出るときは包丁で切るなど、日頃の生活の中で自然な食への取組みも心掛けています。「食べること」は子どもたちの心と体を育てるための、保育の中心的存在です。園で提供する食材は、添加物不使用のもの、毎日摂取する調味料は安全な物を選びお米は減農薬のものを使用しています。野菜や果物は国産のものを用意し、季節を感じるメニュー作りを心がけています。

子どもたちひとりひとりを大切にする取組み・・・乳児クラスの特に0、1歳児は、担当制にしてひとりひとりの生活リズムや保育士との関係・つながりを大事にしています。幼児クラスは、たてわりのクラス編成にしており、異年齢で生活していくことかわりを大事にしています。時には学年別での活動も柔軟にできるよう、グループ別(学年別)も行っています。幼児クラスは、2クラスで協力や情報を共有できるようカリキュラムは合同で作成をしています。

はだしで過ごす・布おむつの使用・・・足は、第二の心臓といわれています。足の指を使ってしっかり蹴り上げ歩くことを大事にしています。布おむつを使用していることは、濡れたら気持ち悪いという子ども自身の感覚を育て、保育士も気かけ不快を取り除いてあげること、信頼関係も作ることに繋がっていきます。その他、ごみを減らしていくことにもつながります。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日：令和5年5月18日

訪問調査日：令和6年1月9日

評価結果確定日：令和6年3月1日

受審回数(前回の時期)

1回(前回：2015年度)

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1)一人ひとりを大切にし、子どもの自主性を育てる保育を行っています

保育目標に「ぼくもわたしも一人ひとりが主人公」を掲げています。子ども一人ひとりを理解し、丁寧に向き合うことを心がけています。子どもの気持ちを尊重し、主体的に遊んだり活動できるよう環境を整えています。幼児クラスでは、自分たちで相談して決める事を学べるように見守ります。夏祭りには、お店を出したり、魚釣りゲームや劇をやったりと自分たちがやりたい事を企画しています。昼食時は自発的に盛り付けや食器運びをし、室内の好きな場所に机をどう配置するか、友だちと一緒にか一人か等を自由に決めて食べています。活動の準備や片付けを協力し合って行っています。子ども達は自分で成し遂げたという達成感を感じることで、自信につなげています。諸君は、個人差を尊重し、各々の意欲や達成感が持てるように援助し、活動や遊びが広がるような関わりをしています。

2)子どもの生活と遊びを豊かにする保育に取り組んでいます

天候が良ければ、積極的に園庭遊びや戸外活動に出かけています。歩く事、自然に触れる事を大切にしています。食育の取組では、園庭で火をおこして魚を焼いたり、梅ジュース作り、クラスでご飯を炊く等行っています。土づくりにも挑戦しています。日常的に異年齢で交流したり、幼児クラスでは異年齢縦割り保育を実施しています。お互いにルールを守り、年下のお友だちを気遣ったり、協力し合うことで成長しています。コロナ禍後の地域住民との交流や、年長児交流会も機会が増えてきました。色々な経験を通し、子どもが健康で豊かな感性が持てるよう育んでいます。

3)地域との連携と地域への支援を行っています

隣が総合病院、階下が薬局、隣接して友の会会館があり、連携するとともに地域との交流が多くあります。近隣の小学校からは運動会やフェスティバルなどの行事に招かれています。園の夏祭りには地域の人を招待したり、近隣住民から笹や柊をもらったりと積極的に地域との交流を深めています。高齢者施設との交流もあり、コロナ禍で訪問出来ない時には手紙のやり取りをしています。地域子育て支援として園庭開放、育児講座、講習会、交流保育等を定期的に開催し、参加者が増えています。

4)中期計画の実践が期待されます

「法人・保育園中期計画」(2024～2028年度)の骨子ができています。今年度末の理事会承認後に正式な計画となります。法人としての重点課題と計画、系列園各園の中期計画と計画内容を明文化しています。矢向あけぼの保育園では、5か年計画の中に保育事業、施設整備、人材育成、防災、地域貢献、あけぼの後援会、エコ活動等の項目をあげ、具体的な取組をあげています。今後、取組の実践が期待されます。

5)職員の育成に向けた仕組みの明確化が期待されます

組織として職員の職務や必要とする知識・技術水準は職員個別評価シートに明示してあります。職員が自らのキャリアに見通しを持てるよう、個別研修計画と連動し、個別目標を明確にして、達成度と取り組み状況を評価する仕組みづくりが期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

今回、第三者評価を取り組み、保育園の運営・保育を深く振り返ることが出来ました。特に保育士どうしでの考えを伝え合うことで、認識の確認と違いを知ることができました。早速、次に取り組んでいく課題や深めていきたい内容を具体化することができました。運営についても、地域や保護者との連携の大切さをあらためて実感することができ、園の良さとして引き継いでいく事と、発展させていく課題の整理にもつながりました。次回の第三者評価を受けるときまで、少しでも良い方向へ進んでいけるよう努力していきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- *全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- *評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
 - ☒ ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
 - ☒ イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
 - ☒ ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
 - ☒ エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
 - ☒ オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
 - ☒ カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
 - ☒ キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

保育理念、運営方針、保育目標は法人ホームページ、子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」、園パンフレット、入園のしおり、全体的な計画、中期計画、事業計画に記載しています。保育目標等は職員の行動規範となる具体的な内容です。理念、保育方針の職員への周知は、年度始めと、全体的な計画の見直し時、職員会議等で確認あっています。保護者には入園時の保育説明会及び在園の保護者懇談会で入園のしおりを配付し、説明をしています。理念を分かりやすく図示した「きほんの樹」を事務室前に掲示しています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
---	---	---

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ☒ ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- ☒ イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ☒ ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- ☒ エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

＜コメント＞

法人理事会、運営協議会、実務者会議等で社会福祉事業全体の動向の把握・分析や園のある地域の保育需要分析、経営課題解決に取り組んでいます。鶴見区運営方針、横浜市中期計画等から地域の福祉課題や取組を把握しています。法人として、入所定員の確保、保育士確保と人材育成、地域の子育て拠点としての役割、安全の確保等の課題を明示しています。毎月法人から上がってくる事業報告を共有し、園でも園長が区の園長会や地域住民との交流等から保育のニーズを把握しています。0歳児入所希望が増えており、枠を増やして対応しています。

第三者評価結果

3 I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

a

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ☒ ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- ☒ イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ☒ ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- ☒ エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

＜コメント＞

法人理事会、実務者会議(理事長、事務局、園長)、三役会議(理事長、業務執行理事、保育業務担当理事)、法人園長会等で運営・経営状況の共有をしています。毎月実務者会議があり、現状報告と課題検討を継続しています。園長は法人理事も兼ねており、課題や情報を園に持ち帰り、リーダー会議、職員会議で伝えています。職員体制、質の向上、保育内容や環境の見直し、経費節減、地域支援等に取り組んでいます。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ☒ ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- ☒ イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ☐ ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- ☐ エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

「法人・保育園中期計画」(2024～2028年度)を策定中です。法人としての重点課題と計画、系列園各園の中期計画と計画内容を明文化しており、今年度末の理事会承認後に正式な計画となります。園では、5ヶ年計画の中に保育事業、施設整備、人材育成、防災、地域貢献、あけぼの後援会、エコ活動等の項目をあげ、具体的な取組をあげています。計画にもとづいての実践や、成果・見直しは、今後行うことになります。

第三者評価結果

5

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ☒ ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- ☒ イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ☒ ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- ☐ エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

中期計画は現在策定中となっています。今年度の事業計画はありますが、中期計画を反映させた単年度ごとの計画は今後策定予定です。事業計画に具体的な項目がありますが、数値目標や成果目標等は設定されていません。実施状況の評価や見直しは、これからです。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ☒ ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- ☒ イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ☒ ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- ☐ エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- ☐ オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

事業計画は、園長が中心となり、主任、リーダーの意見を聞き、職員会議で計画案の話をしてまとめています。年度末に職員会議で周知するようにしていますが不十分な面もあります。事業計画の、保育内容、行事、健康管理、安全管理、地域支援等は業務ごとに担当やチームを決めて企画や準備をし、会議等で話しあって実施しています。評価については、職員会議で確認していますが、評価の時期は定めていません。事業計画に実施状況を評価する時期や、評価手順を定め、職員が事業計画全体の進捗状況がわかるような工夫が期待されます。

第三者評価結果

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
---	-------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。

- ☒ ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- ☒ イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ☒ ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- ☒ エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

事業計画について懇談会で保護者へ、法人の事業内容、園の保育内容、園の取組について説明しています。保護者組織の会長が参加する法人の運営評議会でも、事業計画の説明と確認をしています。年度末に、保護者組織が中心となり、保護者向けアンケートを実施しています。法人ホームページに事業報告、事業計画を掲載しています。在園児保護者にも、毎年、入園のしおりを配付するほか、事業計画に沿った保育や取組、行事、地域交流等を、各おたより配付、掲示、ブログ等で分かりやすく伝えています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
---	---	---

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

- ☒ ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
- ☒ イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
- ☒ ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- ☒ エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

＜コメント＞

中期計画は策定途上となっていますが、中期計画、事業計画に保育の質の向上に向けた取組を目標として明記しています。各指導計画、行事計画、各業務チーム、研修・人材育成、地域支援等について、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）で取り組んでいます。各会議で結果や課題を抽出し、振り返りを行うことで、組織的に保育内容を評価する体制としています。保育所の自己評価を毎年実施しています。第三者評価受審は今回が2回目です。職員個人の目標管理制度（自己評価シート）を保育の質の向上に生かすようにしています。

第三者評価結果

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
 - ☒ ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - ☒ イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ☒ ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - ☒ エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - ☒ オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

＜コメント＞

毎年、保育所の自己評価を行い、課題を明確にしています。会議録、園の自己評価、事業報告、次年度の事業計画等に文書化しています。今回の第三者評価受審にあたっては、職員間で協議して取り組んでいます。職員の連携や協力のもと、園の運営に関する課題抽出、改善について検討していますが、園では運営、経営、予算、改善策の具体的な取組等についての周知や話し合いは不十分な面があると考えています。今後の取組が期待されます。課題を明確にしていますが、改善に向けた計画的な実施に至っていない面もあります。さらなる取組が期待されます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ☒ ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- ☒ イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ☒ ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- ☒ エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長の役割と責任について運営規程、組織図、職務分担表、災害時の職員分担表等に記載しています。園長は職員会議、研修、地域交流の取組時、外部との連携事業、会議出席等に、自らの役割と責任について明言しています。保護者には、園だより、入園時面談、懇談会、行事等で園長の役割及び、園運営の目標等を伝えています。園長が不在の場合の権限委任等を職務分担表に明記しています。

第三者評価結果

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ☒ ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- ☒ イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ☒ ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- ☒ エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は、法人の会議、鶴見区園長会議、私立保育園長会議、保育団体主催の研修会等に参加し、社会福祉制度や法令、保育士倫理綱領、労働法規等について理解を深めています。また、園長は、法人の理事でもあり、法令遵守や経営に関する学びを深めており、中期計画に環境に配慮した活動を盛り込んでいます。職員には、職員会議や園内研修で服務規程、守秘義務等を確認しています。法令遵守、服務規程は運営規程、就業規則に明記しています。行動規範に関し「よりよい保育をすすめる、気持ちよく働くために」を制定しています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
- ☒ ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
 - ☒ イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
 - ☒ ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
 - ☒ エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
 - ☒ オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

保育の質の現状について、園長は各会議に出席し、日常の保育、行事、各業務担当の内容を把握しています。指導計画、日誌、議事録、研修記録、保護者アンケートの記載内容の確認をしています。また保育現場に入ったり、主任、リーダー職員と連携や打ち合わせ、職員からの相談・報告等からも、保育の質の現状について把握し分析しています。保育の質の向上に向け、職員間での話し合い、OJTを通した育成、計画的な研修受講に配慮する等行っています。情報共有は報告だけではなく、皆で積極的に意見交換することが大切であるとしています。

第三者評価結果

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
- ☒ ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
 - ☒ イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取組んでいる。
 - ☒ ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
 - ☒ エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は、業務の効率化と改善に向け、適切な人員配置をしています。労務、財務に関し、法人の会議に参加し、具体的な対策を検討しています。毎月、法人より事業報告が資料として送付されています。事務・経理関係は専任の事務職員が担っています。園長は、職員の勤務体制やワーク・ライフ・バランスを考慮した働き方に配慮し、会議の開催時間変更、ITC化導入検討、環境設定の見直し等行い、効率的な業務に向けて取り組んでいます。園全体がチームとして仕事を進める事で、働きやすくやりがいのある職場を心がけています。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ☒ ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- ☒ イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ☐ ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- ☐ エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

運営方針の「子どもたちが豊かに育ち、ひとりひとりが尊重され、生きる力が育つ」「保護者が安心して子育てができるようにみんなで心を合わせ、ともに考え、ともに慶び合える」ことができる人材の確保と育成に努めています。法人の「よりよい保育をすすめ、気持ちよく働くために」があり、職員としての基本的な考え方を明記しています。法人が専門職の採用を行っていますが、人材の必要な時期や配置の確保と、採用時期が一致しない場合があり、厳しい状況もあります。

第三者評価結果

15

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ☒ ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- ☒ イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ☒ ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- ☒ エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- ☒ オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- ☐ カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

<コメント>

職員個別の自己評価シートに、経験年数による期待水準が書かれています。法人の「よりよい保育をすすめる、気持ちよく働くために」に勤務の基本姿勢を明記しています。人事基準は就業規則、給与規程に定められ、職員に周知しています。職員の個人面談で、意見や意向、職務に関する成果等を話し合っています。キャリアパス研修、自己評価シートの活用、リーダークラス育成、業務チーム編成等行っていますが、職員が自ら将来の姿を描くことができる総合的な仕組み作りに至っていません。成長やキャリア形成に繋がる総合的な仕組み作りが期待されます。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ☒ ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- ☒ イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ☒ ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- ☒ エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- ☒ オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ☒ カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- ☐ キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ☒ ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

職員の有給休暇の取得状況、時間外労働、就業状況は園長、事務職員が毎月把握しています。園長は職員の心身状況、事情等を把握し、いつでも相談や話ができるようにしています。定期的な面談の他にもまめに声かけをしています。主任、リーダーとも連携をとっています。看護師が配属されており、職員の心身の健康に留意し、相談にも乗れる体制で、近隣の医療機関の医師や外部の心理カウンセラーに相談もできます。ワーク・ライフ・バランスを考慮し、勤務時間短縮、勤務形態変更等の配慮をしています。土曜保育や人員配置等で、一部不十分な面もあります。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
----	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
- ☒ ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
 - ☒ イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
 - ☐ ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
 - ☐ エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
 - ☒ オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

期待する職員像は、理念、運営方針に明文化しています。職員個別の自己評価シートに経験年数による期待水準が書かれています。「よりよい保育をすすめ、気持ちよく働くために」に勤務の基本姿勢を明記しています。全体的な計画、中期計画、事業計画に、人材育成や研修の実施項目を記載しています。職員一人ひとりの目標管理は、毎年、自己評価シートを活用し、園長・主任が定期的に面談を行うこととしていますが、今年度は、一人ひとりにおける目標水準、園の目標や方針に沿った保育実践の助言、進捗状況や達成度の確認の機会が少なくなっています。

第三者評価結果

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
- ☒ ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
 - ☒ イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
 - ☒ ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
 - ☒ エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
 - ☒ オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

＜コメント＞

期待する職員像は、理念、運営方針に明文化されており、「よりよい保育をすすめる、気持ちよく働くために」も勤務の基本姿勢が明記されています。職員個別の自己評価シートに、経験年数による期待水準が記されています。園での研修計画は園長・主任が作成し、本人の興味も考慮して受講を勧めています。オンライン研修も増えていますが、人員体制等により、外部研修受講の機会が不十分となっています。研修受講後は、職員会議での報告や資料回覧等で周知しています。研修計画の見直しは年に1回行っていますが、個別の研修計画立案が必要と園では考えています。

第三者評価結果

19

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ☒ ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- ☒ イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ☒ ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- ☒ エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- ☒ オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

＜コメント＞

園長は、日常の保育業務、職員の自己評価、面談等から職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握し、個別に園長、主任、クラスリーダーがOJTを行っています。研修計画にもとづき、キャリアアップ研修、テーマ別研修を勧めています。園内研修では、人権、要配慮児対応等を行い、また、看護師が担当となり、感染症や衛生管理の研修を行っています。オンライン受講等で参加の工夫をしていますが、人員体制上参加が難しい面があります。各職員ごとの研修計画策定を考えています。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20

Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ☒ ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- ☒ イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ☒ ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- ☒ エ 指導者に対する研修を実施している。
- ☒ オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢は、実習生受入れマニュアル、中期計画に記載しています。実習生受入れ担当は主任としており、受入れ時には、オリエンテーションを行い、守秘義務や実習内容を説明しています。実習プログラムは、学校と連携して作成し、効果的な実習となるように配慮しています。実習に入ったクラス担当職員と実施内容の振り返りを行うほか、学校教諭の訪問時に情報共有しています。園長・主任については実習指導に関する研修の受講は済んでいますが、ほかの職員の受講機会が作れていません。今後に期待されます。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	a
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。

- ☒ ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- ☒ イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- ☒ ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- ☒ エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- ☒ オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

法人ホームページに法人に関する現況報告、予算、決算状況、保育所の理念、基本方針、保育内容、園の自己評価等を確認することができます。WAMNET(ワムネット)に法人の財務諸表、現況報告書を掲載しています。今回受審した第三者評価結果は後日公表する予定です。園に寄せられた苦情、意見、対応結果はプライバシーに配慮し、保護者全体に関する事は園内に掲示する等で公表する体制です。地域福祉向上のための取組や内容について、地域支援拠点にパンフレットを置いてもらったり、冊子等に情報を掲載しています。

22

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
--	---

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ☒ ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
☒ イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
☒ ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
☒ エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

保育所における事務、経理、会計監査、取引、職務分掌は、経理規程、運営規程、就業規則、職務分担当表に明記しています。法人の評議委員会、理事会、実務者会議で定期的に報告と確認が行われています。年1回内部監査があり、園の事務、経理、取引等の監査を実施しています。法人が税理士、社会保険労務士、公認会計士の意見を取り入れ経営改善を実施しています。職務分担当表、月のシフト表に、業務担当や係を明記し、職員に権限と責任を持って、積極的に行動できるようにしています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23

Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ☒ ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
☒ イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
☒ ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
☒ エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
☒ オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

運営方針、園パンフレット、運営規程、全体的な計画、中期計画、事業計画に地域との関わり方を明記しています。区や市からの子育てに関するパンフレット、ちらし等を園玄関内に置いたり、園内外に掲示し、また、地域の情報、催事も掲示しています。コロナ禍の時は手紙でのやり取りでしたが、近隣の高齢者施設と例年交流を続けています。地域の近隣住民とは子ども会の資金作りとして段ボール、古紙回収に協力したり、園行事や地域のイベントで交流したり、焼き芋を届けたり、笹や柊を分けてもらったりしています。

第三者評価結果

24

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ☒ ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- ☒ イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ☒ ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- ☒ エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- ☒ オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

ボランティア受入れマニュアルがあります。ボランティアに関する基本姿勢は、マニュアル、全体的な計画、事業計画に明記しています。中学生の職業体験を例年受入れており、受入れ前に留意事項を説明し、終了後には疑問点等あるかどうかのフィードバックをしています。職業体験後に、園宛に、感想や意見を書いた手紙が送られてくることがあります。クリスマス時期に近隣住民にサンタクロースで登場してもらっていますが、さらに一般のボランティアを受け入れたいと考えています。近隣の小学校に、職員が絵本の読み聞かせに出かけています。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ☒ ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- ☒ イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ☒ ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- ☒ エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- ☐ オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- ☒ カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

子ども、保護者の状況に対応できる関係機関のリストを作成し、整備するとともに、事務室に掲示しています。園長は定期的に区の園長会、横浜市私立保育園こども園園長会、法人の各会議に出席し、子育てや地域の課題を共有しています。法人の会議のメンバーとして、民生委員、学校関係、地域の有識者が参加しています。子どもの発育、発達、権利侵害等必要に応じ、地域療育センター、医療機関、行政、教育機関、児童相談所等と連携を取り、場合によりカンファレンスを開催する体制となっています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ☒ ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- ☒ イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ☒ ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

法人の会議、区、市の園長会、育児支援事業、園見学者、地域住民との交流等から、地域の福祉ニーズや生活課題を把握しています。近隣の保育園、小学校との交流からも福祉ニーズの把握に努めています。地域からの質問や相談の多くは育児支援事業やイベント参加時となっており、その際、地域住民がどういふことを保育園に求めているか、どういふ催事なら参加しやすいか等を聞いています。園見学者来訪者に園での支援事業の催事を案内しており、好評です。地域住民からの相談や育児相談はいつでも受け付ける体制です。

第三者評価結果

27

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ☒ ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- ☒ イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ☒ ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- ☒ エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- ☐ オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

＜コメント＞

地域に向けた子育て支援事業（園庭開放、一時保育、離乳食講座、ベビーマッサージ講座、園児と交流保育、ハンドベル演奏会等）を定期的に行っています。一時保育の下半期は人員体制上、受入れが難しくなっています。地域との繋がり、地域支援の計画は、中期計画、事業計画、支援事業計画書に明示しています。近隣の病院や学童保育施設のバザーに品物を提供しています。園に救急救命講習を受講した職員が多くいて、園にもAEDを設置しています。被災時に近隣住民を受け入れる事を想定した体制は今後検討することとしています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
 - b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
 - c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ☒ ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ☒ イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ☒ ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
 - ☒ エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
 - ☒ オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
 - ☒ カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
 - ☒ キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
 - ☒ ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

＜コメント＞

子どもを尊重した保育を行うことを保育理念、運営方針、全体的な計画に明記しています。法人制定の「より良い保育を進め気持ちよく働くために」があり、職員は入職時研修で、平等性、公平性、基本的人権等を学んでいます。「園づくりの基本の樹」として、「憲法や児童憲章を基に、こどもの命、育ちを守る」を掲げ、玄関に掲示し、園の方針を保護者へ伝えています。園長による内部研修が定期的に行われ、不適切保育等について全職員が受講し、常に振り返りをするようにしています。現在、外国籍の子どもはいませんが、翻訳アプリ等を利用して受入れる体制があります。

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ☒ ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - ☒ イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - ☒ ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - ☒ エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

個人情報保護のマニュアルがあり、入職時に研修を受けています。職員全員が所持している「よりよい保育をすすめ、気持ちよく働くために」に、プライバシー保護に配慮した保育について具体的に記され、日々の保育実践に繋げています。保護者へは入園時にプライバシー保護について園の姿勢を説明し、同意書を得ています。園庭でのプール、水遊び、オムツ替えは外から見えないように配慮しています。プライバシー保護に関する独自の規程は制定されていませんが、個人情報保護に関するマニュアルの中に規程されています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
- ☒ ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 - ☒ イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 - ☒ ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
 - ☒ エ 見学等の希望に対応している。
 - ☒ オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

法人ホームページには園の様子を写真を交えて掲載しています。子育て支援拠点等には園の保育の内容や保育所の特性を紹介しているパンフレットを置いたり、地域の町内会向けに園の様子を紹介しているお便りを渡しています。入園希望者への設定を火曜日とし、当日は園長あるいは主任が「矢向あけぼの園ご案内」をもとに、園の成り立ちから大切にしている事、保育の姿勢まで詳しく説明し、案内しています。時間帯は子どもの活動を見てもらえる10時～を勧めています。資料は、毎年見直しを行っています。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	b
---	---

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
- ☒ ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- ☒ イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ☒ ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- ☒ エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- ☐ オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園が決まり次第、入園説明会を行い、「保育園のしおり」で保護者へ法人の基本理念、運営方針、保育目標について話しています。安心して入園出来る様に保護者と話し合い、納得してから同意書を取り交しています。急な変更や災害、病気など保護者へ緊急で知らせる必要がある時は、メールの「らくらく連絡網」で全保護者へ一斉配信し、漏れの無いように伝えています。特に配慮の必要な保護者へは、伝え方を職員で共有し、個別に直接伝えています。配慮が必要な保護者への説明ルールを明文化して共有することが期待されます。

第三者評価結果

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
--	---

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ☐ ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引き継ぎ文書を定めている。
- ☒ イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ☐ ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

途中退園、転園の場合は個人情報の観点から、引き継ぎ文書は作成していません。特に転園先から希望があった場合は、保護者に了解を得たうえで、子どもの成長に関わる情報を口頭で伝えることがあります。保護者へも希望があれば引き継ぎが出来る事を口頭で伝えています。卒園後も相談にのる事を伝えていますが、文書化には至っていません。今後作成する必要があると園では考えていますが、個人情報の扱いが検討課題です。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
 - b) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
 - c) 利用者満足把握するための仕組みが整備されていない。
- ☒ ア 日々の保育のなかで、子どもの満足把握するように努めている。
 - ☒ イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
 - ☒ ウ 保護者への個別相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足把握する目的で定期的に行われている。
 - ☒ エ 職員等が、利用者満足把握する目的で、保護者会等に参加している。
 - ☒ オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
 - ☒ カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

日々の、子どもの表情、反応、取り組む様子、各指導計画の振り返りの記録から子どもの満足把握するようにしています。職員は子どもの主体性や自発性を大切に日々の保育を行っています。年1回の個人面談、年2回の懇談会、年1回の三者懇談会(理事、職員、保護者)を実施しています。園では行事後にアンケートを実施し、結果を写真と共に掲示しています。保護者会でも、年1回保護者へのアンケート調査・集計をし、園に伝えています。アンケート結果は職員会議で分析、検討、改善への話し合いを行い、次年度の園運営に反映しています。保護者へは三者懇談会を通して、職員間の話し合いの内容や結果を伝え、全保護者に文書を配付しています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
 - b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
 - c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ☒ ア 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。
 - ☒ イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ☒ ウ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - ☒ エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - ☒ オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - ☒ カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - ☒ キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決制度に関するマニュアルがあります。苦情受付担当は主任、解決責任者は園長です。第三者委員2名の設置と連絡先を「保育園のしおり」に明記し、入園時に保護者へ配付しています。日常的に保護者が意見等言いやすく、話しやすい雰囲気作りと信頼関係構築を心がけています。玄関に意見箱があり、「保育園に対する意見・要望・苦情受け付け用紙」を準備しており、寄せられた意見や苦情等に速やかに対応しています。苦情内容はプライバシーに配慮しながら、公表する場合があります。全保護者へ知らせた方が良いと判断した場合は改善点を掲示して知らせています。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
 - ☒ ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - ☒ イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ☒ ウ 相談をしやすく、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

「保育園のしおり」に法人苦情処理委員会、横浜市福祉調整委員会、神奈川県福祉サービス運営適正化委員会の連絡先、第三者委員の連絡先を明記し、入園時に保護者に説明をしています。子育てや生活上の相談窓口を紹介した地域の支援団体等の冊子、ちらしを玄関ホールに置いたり、掲示したりしています。職員は日々の送迎時に保護者の様子を見ながら、声をかけて相談しやすい雰囲気に心がけています。相談を受け付ける場合は保護者の都合に合わせて日時を設定し、担任や場合により園長や主任が医務室などプライバシーを守る環境で相談出来る体制を取っています。

第三者評価結果

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。
 - ☒ ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
 - ☒ イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
 - ☐ ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
 - ☒ エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
 - ☒ オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
 - ☐ カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

＜コメント＞

日々の送迎時に保護者の様子を見ながら、声をかけて相談しやすい雰囲気作りを心がけています。職員は保護者とのコミュニケーションを大切に、子どもの様子の把握に努めています。幼児クラスは連絡帳が無い場合、質問用紙を用意しています。行事アンケート、年度末アンケートを実施したり、日常会話、連絡帳、個人面談、懇談会等で保護者意見を把握しています。保護者からの相談、意見で保育内容に関する等々は、改善をはかり、質の向上につなげていますが、相談や意見を受けた際の手順や方法を文書化したマニュアルの整備に至っていません。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
 - b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
 - c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
- ☒ ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 - ☒ イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 - ☒ ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 - ☒ エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 - ☒ オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 - ☒ カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

＜コメント＞

園のリスクマネジメント責任者は園長で、園内に安全事故防止対策チームがあります。事故防止、災害、不審者対応等のマニュアルがあります。安全計画を作成し、様々な場面对応が明確化されています。職務分担表があり、職員全員の各責任を明確にしています。ヒヤリハットに気が付いた職員がすぐに事例を事務所に掲示し、職員全員が確認出来るようにしています。ヒヤリハット報告書、かみつき・ひっかき報告書としてまとめています。毎年、安全事故防止対策チームがマニュアルの見直しを行っています。他園の事故等の事例や、行政からの情報は職員会議で迅速に情報を伝えています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
--	---

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
- ☒ ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
 - ☒ イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
 - ☒ ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
 - ☒ エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
 - ☒ オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
 - ☒ カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
 - ☒ キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症の予防、発生時の対応マニュアルがあります。園長、看護師が中心になり衛生管理対策チームを作成しています。感染状況のお知らせや注意事項などを毎月看護師が作成している保健だよりや園内の掲示で保護者へ周知しています。園では毎年マニュアルに従い、嘔吐処理の勉強会を全職員参加で行っています。救急法研修、衛生管理講習会に参加した職員が伝達研修を行っています。感染症予防として、コロナ禍後も1日3回、玩具の消毒を行い、各部屋には空気清浄機の設置、清掃、園内の環境設定の確認等を継続しています。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
--	---

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
- ☒ ア 災害時の対応体制が決められている。
 - ☒ イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
 - ☒ ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
 - ☒ エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
 - ☒ オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

災害対策に関するマニュアルに対応体制、避難場所や豪雨、津波時の避難経路などを明記しています。防災計画に沿って、毎月避難訓練を実施しています。園はビルのテナントとして2階3階にあり、ビル全体の防災訓練に毎年参加しています。地域一体が水害指定区域のため、垂直避難として、4階へ避難し、さらに高い所への避難先として隣のうしおだ総合ケアセンタービルの協力を依頼しています。備蓄品は調理室、1階倉庫、2階外廊下、隣接している友の会会館と3ヶ所に分散し、年1回点検を実施しています。消防署や自治会等と連携しての訓練には参加できていません。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

a

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
 - b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
 - c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
- ☒ ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
 - ☒ イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
 - ☒ ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
 - ☒ エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
 - ☒ オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

各マニュアル、保育方針、保育目標、全体的な計画、「あけぼのが大切にしていること」を標準的な保育の実施方法としています。子どもの自然のリズムを大切にする、子どもの自主性を引き出す、などの園の方向性が示されています。安全管理、アレルギー対応、衛生管理等について各会議、研修、日常業務の中で職員間で確認しています。さらに、各指導計画の振り返り、行事記録、会議の話し合いと議事録、職員面談でも確認しています。園長、主任、看護師が保育に入って見回りをし、子どもの今の状態と何が必要かの把握に努めています。それに沿った各指導計画を職員会議で共有し、日々の保育を実践しています。

第三者評価結果

41

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

b

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
 - b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
 - c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
- ☒ ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
 - ☒ イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
 - ☒ ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
 - ☒ エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

マニュアル類の見直しは、定期的にするようにしていますが、一部実施できていません。各指導計画は期ごとに振り返りを行い、立案、実践、検証、振り返りのPDCAサイクルに従い行われています。各会議、行事分担、対策委員会等の打ち合わせで話し合いをして、毎月の職員会議で共有し、クラス会議、乳児会議、幼児会議に繋げています。行事毎や保護者会主体のアンケート結果を職員会議で検討し、次年度の計画に反映しています。

職員、保護者の意見を参考にしながら、標準的な実施方法の見直しをしています。行事の開催・進行方法、保育環境の工夫、異年齢保育の充実、地域交流を進める等しています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

- ☒ ア 指導計画作成の責任者を設置している。
- ☒ イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ☒ ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- ☒ エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- ☒ オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- ☒ カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- ☒ キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ☒ ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

指導計画の責任者は園長です。入園時に、保護者から提出してもらう書類、面談時の記録で、子どもの育ちに関する情報を得て、保育士、栄養士、看護師、場合により外部の区役所保健師、療育センター職員、中央児童相談所等と連携をとり、意見を取り入れて指導計画を作成しています。0～2歳児は個別の発達に合わせて作成しています。作業療法士による定期的な巡回相談で助言を受けています。支援が必要な子どもに適切な保育実践がなされるように、また、職員全員が同じ対応が出来るようにしています。

第三者評価結果

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

- ☒ ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- ☒ イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ☒ ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- ☒ エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- ☒ オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

年間、月間、週間の指導計画の実施状況の振り返りはそれぞれの振り返り時期に定期的に行っています。クラス会議、乳児会議、幼児会議、リーダー会議、調理士会議、職員会議で見直しと検討を行っています。職員会議の内容はパート職員にも周知を図っています。行事毎にアンケートを取り、保護者のニーズを汲み取り、指導計画の見直しを行っています。定期的な個人面談の他に必要に応じて面談を実施し、子どもへの対応の要望や情報の共有をしています。各指導計画に「家庭との連携」の欄があり、連携内容棟を記載しています。週案、日案等指導計画の急な変更は職員間のミーティングノートや口頭で共有し、休憩室へ掲示もしています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ☒ ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- ☒ イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ☒ ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- ☒ エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- ☒ オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- ☒ カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

子ども一人ひとりの保育の実施状況は、児童票、個別指導計画、経過記録、連絡帳、保育所保育児童要録、個人ファイル等統一した書式の記録になっています。個別の指導計画にもとづく保育が実施されているかは、個別指導計画、個別支援計画、連絡帳、経過記録で確認できます。記録の書き方は、主任やリーダーが、助言や指導を行い、園長も確認しています。各会議、各係の打ち合わせにより、園長、主任、担当職員で子どもの発達状況を確認し、指導計画に反映しています。ミーティングノート、議事録、掲示を活用し、情報共有しています。ITC化や業務システム一元化は導入中です。

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
- ☒ ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 - ☒ イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 - ☒ ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 - ☒ エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 - ☒ オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 - ☒ カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

＜コメント＞

個人情報保護に関する、マニュアル、規程があります。運営規程に、子どもの記録の保管、保存、廃棄の保存期間を明記しています。子ども一人ひとりの個人ファイルは鍵のかかるキャビネットに保管し管理しています。記録管理の責任者は園長です。保護者へは入園時に説明を行い、写真の取り扱いや個人情報に関する同意書をもらっています。記録管理、個人情報保護について定期的に職員間で確認したり研修を実施しています。職員は守秘義務の観点から入職、退職時に誓約書を交わしています。子どもの活動の様子を録画し、保護者に提供していますが、提供方法等を検討中です。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
 - b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
 - c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ☒ ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
 - ☒ イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
 - ☒ ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
 - ☒ エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
 - ☒ オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は子どもの権利条約、児童憲章の精神に基づき、法人の理念である、「未来を担う子どもたちが心身ともに健康に育つことを願い努力し、子どもとのかかわるすべての人々が安心して生きていける社会の実現をめざす」や、保育目標の「意欲をもってどんなことにも挑戦する」「自然にふれながら五感を育てる」「思いやりの心を育てる」等を反映して作成しています。年度初めに園長が骨子を作り、主任、リーダー職員と相談しながら全体的な計画を作成しています。法人が作成している地域の実態などの統計を参考に話し合っています。地域支援、小学校、近隣園との連携、延長保育の欄を設けています。全体的な計画作成は、保育に関わる職員が参画し、話し合いの機会が増えることが期待されます。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ☒ ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- ☒ イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ☒ ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- ☐ エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- ☒ オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- ☒ カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

部屋の温度はその日の状況や子どもの活動に応じて、各部屋に設置している温度計を見て調整しています。各部屋に加湿器付き空気清浄機の設置があります。窓を開けるなどして常に換気をしています。低年齢児クラスに床暖房設備があります。清掃、衛生管理に関するマニュアルに従い、毎日3回遊具の消毒を行っています。遊具は布や箱の手作りのものも多く使用し、安全に遊べるようにしています。家具の配置は子どもの動きや様子を確認しながら、職員が相談しながら変更しています。クッションや椅子、ちゃぶ台コーナー等の配置で子どもが落ち着いて過ごしたり休息出来るスペースの確保に努めていますが、構造上完全に分けるまでには至っていません。手洗い場は保育室内にあり、すぐに手を洗うことが出来る環境となっています。感染症予防の観点から手拭きにはペーパータオルを使用しています。手洗い場、トイレは、安全性も考慮し、子どもが使いやすい高さや位置に配慮しています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

b

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
 - b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
 - c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
- ☒ ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
 - ☒ イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
 - ☒ ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
 - ☒ エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
 - ☒ オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
 - ☐ カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

入園前に保護者から提出してもらう資料や入園面談から、子ども一人ひとりの特徴を把握しています。入園後は慣れ保育期間、日々の様子、保護者との会話、連絡帳等から子どもの状態を把握しています。子ども一人ひとりの個人差を把握し、年齢で見るとではなく発達段階に応じた目標を立てています。保護者とのコミュニケーションを大切にして家庭との連携を密に取るようにしています。毎年、保育参観を実施して園での様子を見る事で、保護者の安心につなげています。乳児は担当制保育を実践し、一人ひとりの成長を見守ると共に個々の成長にあった援助をしています。職員は子どもを良く見て保育する事を心がけ、子どもの思いを汲み取り寄り添うようにしています。子どもの目を見てゆつくりと分かりやすい言葉で話すようにし、せかす言葉を使用しないようにしていますが、場合により使ってしまうことがあり、課題となっています。

第三者評価結果

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
- ☒ ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
 - ☒ イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
 - ☒ ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
 - ☒ エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
 - ☒ オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

子どもの年齢、発達状況に合わせ、保護者と連携をとり、子どもが基本的な生活習慣を身に付けられるようにしています。初めてやる事は保育者が一緒にやりながら自然に学んでいけるようにしています。自分でやりたい気持ちを大切に、待つことを心がけ、子どもが主体的に動けるようにしています。一人ひとりのペースに合わせた保育を心がけています。トイレトレーニングは園では布おむつを使用して、濡れている感覚から自然にトイレで排泄するようになっていきます。活動と休息のバランスは様子を確認しながら取る様にしています。個別にもゆっくり休める工夫をしています、さらに工夫が必要と園では考えています。クラス担任や看護師が絵本や紙芝居等を利用して健康、生活習慣に興味を持てるようにしています。手洗いなどのイラストや写真を貼り、分かりやすく実践できるようにしています。子どもが出し入れしやすい位置、高さに遊具、教材を用意したり、自分の荷物入れなどを設定しています。

第三者評価結果

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
- ☒ ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
 - ☒ イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
 - ☒ ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
 - ☒ エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
 - ☒ オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
 - ☒ カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。

- ☒ キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ☒ ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ☒ ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- ☒ コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子ども達が自分たちで遊びを広げたりイメージ出来るように室内の配置を工夫し、保育者はサポートしています。夏祭りには子ども達の発案で毎年出し物を考えます。近隣には散歩コースが沢山あり、毎日午前中に散歩に出かけています。公園で使えるように縄飛びや大縄を用意して出かけます。歩きながら交通ルールを学び、花を摘んだり、生き物を捕まえたりと季節を楽しみながら自然に親しんでいます。捕まえた生き物はそのまま園で飼育したり、観察しています。午後も園庭で泥遊びや身体を動かして遊んでいます。コロナ禍のため現在は手紙を出し、訪問出来ていませんが、高齢者施設との交流もあります。園の夏祭りに地域の人を招待したり、近隣へ笹や竹をもらいにいき、クッキーをお礼に渡すなどの交流をしています。運動会は近隣の中学校体育館を借りて行っています。卒園児が応援に来てくれて、手作り太鼓と一緒にエイサーを踊ったり、片付けを手伝ってくれるなどの交流をしています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ☒ ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- ☒ イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ☒ ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- ☒ エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- ☒ オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- ☒ カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

乳児クラスは担当制保育を実施し、愛着関係が持てるようにしています。家庭との連携を取るために毎日朝の来園時にホワイトボードにミルク、起床時間を記入してもらい、家庭との連続性を大切に、園での授乳や睡眠の時間を決めるようにしています。入眠の様子も家庭での様子を聞き取り、同じようにするようにしています。落ち着いて授乳出来るように衝立でスペースを分けています。遊びでは担当者以外の保育者も関わりながら、わらべうたなどで情緒の安定を図っています。手作り遊具を使用し、発達状況に合わせて遊具の入れ替えも随時行っています。保護者とは連絡帳を使用して家庭での様子を聞き取り、内容によっては職員会議で情報共有しています。

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開される よう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ☒ ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 - ☒ イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 - ☒ ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 - ☒ エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 - ☒ オ 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
 - ☒ カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 - ☒ キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重し、保育者が先回りし過ぎないように気を付けています。一人ひとりが自分でやってみようと思えるような声かけをし、出来たら褒める言葉をかけて、喜びと自信につなげています。自分の身の回りの事が自分で出来るように環境を整えています。毎日の散歩では季節を感じながら、探索活動が出来るように環境を整えています。室内はコーナーで分けて好きな遊びが出来るように工夫しています。乳児クラスは担当制をとり、嫌々や泣く事が見られるときは一人ひとりの自我の育ちを受け止めています。子ども同士のトラブルには、両者の気持ちを受け止め、お互いの気持ちが分かるように代弁しています。看護師は毎朝園児の様子を見回りながら、体調を確認しています。調理担当職員は給食やおやつの時間に子ども達との会話から感想を聞き取っています。

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開される よう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ☒ ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ☒ イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ☒ ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ☒ エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

3～5歳児は各年齢ごとではなく、異年齢合同で縦割りの2クラスとして過ごしています。各年齢の指導計画に照らし合わせ、年齢別の活動や取組をする場合もあります。散歩や園庭での水や泥との触れ合いで身体を動かしながら季節感を楽しんでいます。集団遊びでは年中、年長児を中心に自分たちでルールを決めてみんなで楽しめるように話し合いをしています。遊びを通して、年上の子の姿を見て憧れをもったり、年下の子を思いやったり自然な関係ができています。保育者は各年齢の発達過程を考えて、子ども一人ひとりの育ちを大切にしています。行事では自分たちでやりたいことを考え、目標に向かって協力する事を学んでいきます。グループ別の活動では早生まれの子が年下の子がいることで、否定的な気持ちを持たずに意欲的に取り組むことが出来ます。年長児は給食の米とき、おやつのおかき漬け切りなどの活動で友だちと協力することを学んでいきます。子どもの様子を各保育室に写真やコメントで掲示し、保護者に伝えています。年度末に活動の様子を録画し、USBメモリで保護者に配付しています。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ☒ ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 - ☒ イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
 - ☒ ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 - ☒ エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 - ☒ オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - ☒ カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 - ☒ キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
 - ☐ ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

園入り口までエレベータがあります。園内は段差がない造りで、多機能トイレも設置されています。子どもの興味・関心を常に意識して部屋の配置や遊具の入れ替えをしています。安心して過ごせるように、スペースの確保や環境の工夫をしています。配慮を必要とする子どもの個別の年間指導計画、月間指導計画を作成し、個人目標を設定して見通しをもった保育が行えるようにしています。一人ひとりの個性に合わせたきめ細かい対応をしています。年2回、作業療法士や療育センターの巡回訪問では専門職としての意見を聞き、職員全員が共有しています。集団の中で友だちとの関わりが持てるようにしています。保護者とは個別連絡帳や、必要に応じて面談を行い、家庭との連携を図っています。職員は障害児研修に参加し、障害特性等を学び、より良い関わり方ができるようにしています。保護者に障害のある子どもの受入れや、保育についての方針等の説明は特にしていません。

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ☒ ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - ☒ イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ☒ ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - ☒ エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
 - ☒ オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - ☒ カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - ☒ キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

＜コメント＞

保護者の勤務時間やお迎えの時間を把握して、子どもが疲れないように保育の内容を考えています。長時間保育については年間指導計画、年間保育計画に明記され、職員が共通認識をもって保育にあたれるようにしています。朝の受入れは担任や普段保育に関わっている職員が対応し、家庭での様子を聞き取り、保護者と連携を取りながら受入れています。各部屋では棚や衝立を用いて落ち着いて過ごせる場所と遊びの場所を分けるようにしています。幼児クラスは異年齢保育としています。乳児、幼児クラスの合同保育時間帯は、安全に配慮し、活動や遊びを楽しめるようにしています。給食、おやつ、補食、夕食の用意があり、希望すれば、当日夕方までの申請で夕食も提供可能です。延長保育の補食はおにぎりや果物など2種類用意して、子どもの希望を聞いて提供しています。各クラスの引き継ぎは延長日誌に記入し、さらに口頭で伝え、子どもの様子を職員間で共有出来るようにしています。

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

b

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ☒ ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - ☒ イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ☒ ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ☒ エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - ☒ オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

小学校との連携について全体的な計画、3～5歳児異年齢年間保育計画に明記しています。コロナ禍で小学校との交流も難しく、計画を反映させることができませんでしたが、今年度は例年のように小学校の行事に呼ばれたりしています。近隣に2校の小学校があり、運動会、地域フェスティバルなど年に数回交流があります。散歩の途中で校庭に入れてもらい、飼育小屋を案内してもらったり、学校内を見学させてもらうなど、小学生と話す機会もあり、自然に就学への見通しが立てられるようになっていきます。年長児の保護者へは懇談会や保護者参観、個人面談などで小学校に向けて準備すること、留意点等の話をし、不安を解消するようにしています。保育所児童保育要録は年長児担当職員が作成し、園長・主任が確認後、直接就学予定校へ出向いて渡しています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
 - b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ☒ ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - ☒ イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ☒ ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - ☒ エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - ☒ オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - ☒ カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - ☒ キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ☐ ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

子どもの健康に関する方針は、入園のしおりに記載しています。保健計画があり、各年齢ごとの保育計画の内容と連動させています。看護師が配属されており、健康管理、保健衛生に関するマニュアルにもとづいて、子ども一人ひとりの心身の健康状態を把握しています。職員は登園時に子どもの様子を観察し、保護者との会話、連絡帳で健康状態を確認しています。看護師も毎朝クラスを回り、子どもの状況を把握しています。健康に関する園の取組は各おたより、掲示物、懇談会等で保護者に伝えています。保健だよりでは、季節に応じたトピックを取り上げ、心身の健康・栄養・病気・環境等に関する様々な情報を分かりやすく伝えています。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関し、職員間で確認し、予防策(呼吸チェック、表情、姿勢、顔色、部屋の明るさ等)を講じています。保護者に対し、乳幼児突然死症候群についての説明や資料配付等は特に行っていません。今後、保護者への情報提供が期待されます。

第三者評価結果

A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
-----	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
- ☒ ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- ☒ イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ☒ ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

年2回、内科健診、歯科健診を実施しています。健診結果は「健康ノート」に記載し保護者に伝えていきます。健診日には、受診できるよう保護者に確認したり、質問等も受け付けています。看護師は子どもの健康状況の把握と、健康に関する書類等の管理をしています。日常の保育の中で、絵本を使うなどして、健康、身体と栄養、病気予防等について分かりやすく話をしています。コロナ禍以降、園での歯磨き指導は中止となっていますが、看護師が手作りの紙芝居を使い、歯磨きの大切さを子どもに伝えています。感染症予防のため、手洗い、うがい、咳エチケットについての話もしています。各保育室にお茶の入ったボトルが準備されており、水分補給がいつでもできるようにしています。年齢の大きいクラスでは、自分で衣服の調整等の理解もできるようになってきています。

第三者評価結果

A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。	b
-----	---	---

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
- ☒ ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ☒ イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ☒ ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- ☒ エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- ☒ オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
- ☒ カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

アレルギー疾患、慢性疾患のある子どもについて、保育教育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表にもとづき対応しています。アレルギー対応マニュアルを整備し、卵、乳製品を極力使用しない献立としています。食物アレルギーのある場合、除去食あるいは代替食を提供しています。誤食防止対策として、専用トレイ、食器、職員間での確認、透明パーテーションを利用する、食事の場所の固定化、そばに職員が付く等配慮しています。入園のしおりに、アレルギー、慢性疾患、食物アレルギーについて記載し、本人や他の子どもにも分かりやすく説明しています。保護者には食べ物等を園内に持ち込まないように協力を依頼しています。アレルギー対応、食物アレルギー対応、安全面への配慮等について、職員間での周知や、さらに共通理解を深めることが必要だと園では考えています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ☒ ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- ☒ イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ☒ ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- ☒ エ 食器の材質や形などに配慮している。
- ☒ オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- ☒ カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- ☒ キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ☒ ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

年間食育計画があり、各年齢別の月間指導計画に行事、給食行事、食育活動の具体的な内容を記載しています。低年齢児クラスでは、それぞれの子どもの1日の生活の流れを重視し、朝食が早かった子から少人数ずつ食べ始めるようにしています。幼児クラスでは、机、椅子をどう配置するか、低い机で正座して食べるか、友だちと一緒に食べるか、1人で食べるかは各自に任せています。バイキング形式で食べられる量を自分で調整しています。食器は陶器を使用しています。食育活動として、園の畑の土づくりや栽培、プランターでの野菜栽培、クッキング、給食に使用する食材の一部(野菜の根、切れ端等)を提示してのクイズ、ご飯は各クラスで炊く、おやつに提供されるおにぎりは自分たちで握る、園庭で火をおこし、魚や芋を焼いて食べる等を行っています。子どもの食生活、食育の取組を毎月の給食だより(ワクワクだより)で発信しています。園見学时や保育参観日に、給食の試食ができます。

第三者評価結果

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ☒ ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- ☒ イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ☒ ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- ☒ エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- ☒ オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- ☒ カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- ☒ キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

散歩や活動を終わると、各クラスに設置している炊飯器から炊き立てごはんの匂いがし、十分活動した後は、お腹も空いて、美味しく食べられるようにしています。調理室はガラス張りになっており、調理している様子が分かり、美味しそうな匂いもしてきます。子どもの食べる量、苦手なもの等を職員は把握しています。残食は調理担当が記録しています。子どもの発達段階に応じた調理方法に配慮し、味付けや食材の大きさ、歯ごたえを残す等の工夫をしています。奥歯で噛みしめる事も大切と考え、おやつにスルメ、コンブ、ぬか漬けを日常的に提供しています。献立は和食を基本とした2週間のサイクルメニューです。季節の食材を用い、行事食や郷土食を取り入れています。食材は、生産者が特定でき、安全性が確認できるものを決まった業者・近隣の店舗から購入しています。調理担当職員が子どもの食事、おやつ の場面を見たり、子どもと話をしています。衛生に関するマニュアル、厨房マニュアルに基づき衛生管理、食材管理を徹底しています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

- ☒ ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- ☒ イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ☒ ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- ☒ エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

0～2歳児クラスは個別の連絡帳を利用しています。3～5歳児クラスは活動内容を掲示したり、取り組む様子を写真にコメントをつけて掲示しています。保護者へは口頭でもその日のエピソード等を伝えるようにしています。さらに工夫を重ねたいと園では考えています。各おたよりを定期的に配付し、子どもの活動の様子や多くのエピソードを紹介しています。園目標や園が大切にしていること、環境や時事問題等も分かりやすく伝え、保育内容について保護者の理解を得るようにしています。クラス懇談会、個人面談、行事の際にも保育目標や保育のめやすを伝えています。毎年、入園のしおりを在園児にも配付し、説明会を実施しています。園内に子どもの作品や制作物を展示し、懇談会、保護者参加の行事、保育参観等で子どもの成長を共有できる機会となっています。年度末に文集を作成し、写真集を保護者に配付して皆で成長を共有できるようにしています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようになるための支援を行っていない。

- ☒ ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- ☒ イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ☒ ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- ☒ エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- ☒ オ 相談内容を適切に記録している。
- ☒ カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

連絡帳や掲示等で日々の保育中の情報を伝えています。保護者とは日ごろから話しやすい雰囲気を作り、コミュニケーションをとって信頼関係に努めています。担任以外の職員も声かけをしたり、保護者の話を聞いたり、園全体で子どもに関わっていることで保護者が安心できるようにしています。保護者には、面談日以外でもいつでも相談や話ができることを伝えています。面談や相談には、医務室を利用しています。保護者の就労等の事情を配慮して面談時間を決めたり、電話での相談にも応じています。保育士、栄養士、看護師が専門性を生かした助言や支援を行っています。場合により複数の職員で対応することもあります。相談の内容により行政、療育、児童相談所、医療機関等と連携できる体制です。保護者から相談があった場合は、面談記録を残し、児童票にファイルしています。

第三者評価結果

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
 - b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
 - c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
- ☒ ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
 - ☒ イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
 - ☒ ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
 - ☒ エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
 - ☒ オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
 - ☒ カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
 - ☐ キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

虐待防止に関するマニュアルを整備しています。登園時に、子どもと保護者の様子を観察したり、保育中の子どもの様子、態度等も気をつけています。着替え時に痣やけががないかも観察しています。職員は、担任だけでなく日常的に話しやすい環境を作り、保護者の気持ちに寄り添いながら対応や支援をしています。虐待の可能性や権利侵害で配慮が必要な場合は、鶴見区担当部署、保健師、中央児童相談所、民生児童委員、近隣の小学校等の関連機関と連携をとり、積極的に情報共有をする体制があります。職員は人権テーマの研修を受講し、内容を職員で情報共有しています。報道等での不適切事例を含め、園長が職員会議で話をしています。職員に対し虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を充実させたいと園では考えています。さらなる取組が期待されます。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

b

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
 - ☒ ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
 - ☒ イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
 - ☒ ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
 - ☒ エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
 - ☒ オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
 - ☒ カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

職員会議、各会議で子どもの様子を話し合い、日々の保育の実践を振り返っています。ミーティングノートや各議事録に記載し、誰でも確認できるようにしています。各指導計画の期ごと、また、各会議で自己評価をしています。保育とのつながり、ねらいに沿って、子どもの発達過程、心の育ち・意欲等に照らし合わせて評価をしています。各職員の自己評価シートがあり、4段階で定期的に自己評価を行う仕組みがあります。保育所全体の自己評価は、職員の自己評価や保護者アンケートを参考に作成しています。各職員の一人ひとりの子どもを良く観察したり考察する力をさらに高めること、研修に参加したあとの情報共有、個別自己評価シートの利用法等、園全体の資質向上を目指したいと園では考えています。引き続き、取組の継続が期待されます。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵠沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430

Mail:hyouka@fieldsshonan.jp